

アメリカイラン関係の緊張と自衛隊の中東派兵

島川 雅史

1 イラン将官の「暗殺」とトランプ政権

2020年1月3日、米国はバグダッド空港をめぐる道路上で、無人機（ドローン）のミサイル攻撃によって、イランのエリート部隊である革命防衛隊コッズ部隊のソレイマニ司令官と、シーア派武装勢力の指導者を爆殺した。

これは、戦争状態でもない独立国の正規軍人（少将）を、植民地でもない第三国において武力を行使して殺害したという、特異な事件である。しかも、CIAが現地勢力を使って起こした秘密・謀略作戦などではなく、大統領が直接命令を下したと公言し、国防長官や統合参謀本部議長が作戦経過のブリーフィングをするという、正式な軍事行動であった。同じことが羽田空港やロンドン・ヒースロー空港周辺で起こった場合のことを考えれば、その異常性は明らかであろう。

米政府は、この公然たる「暗殺」行為（イラン外相によれば「国家テロ」）を、自衛権の

行使として正当化した。トランプ大統領は1月3日に、アメリカの外交官と軍人に対して「差し迫った邪悪な攻撃」を計画していた「世界一のテロリスト」を、正確な攻撃で殺害したと誇っている。そして、長年にわたりソレイマニ指揮下の革命防衛隊はアメリカ市民や軍人を傷つけ殺害してきたし、最近の在イラク米軍基地や大使館への襲撃も、ソレイマニ司令官の指示で行なわれたと言っている。

国際法的には、自衛権の行使は、慣習的には認められるとされる。個人に対する国家の自衛権とは何か、イランに対する攻撃行為ではないのか、またイラクへの主権侵害である等の議論の以前に、米政権はまず攻撃の根拠である「急迫・不正」な攻撃が企図されていたことを説明しなければならぬ。

トランプ大統領は、1月10日のFOXテレビのインタビューで、殺害には緊急の必要性があったと言い、司令官はバグダッドなど4つの米大使館への攻撃を企てていた

と述べている。政権は、議会に対する説明では諜報上の秘密保持を理由に具体的な攻撃対象を挙げておらず、4国の米大使館という言及には、議会軽視であるとの批判が高まった。

また、政権内の足並みも乱れてくる。ポンペオ国務長官は10日に、大使館や基地に対する広範囲な攻撃計画があったとしながら、「いつ、どこで」起こるかはわからないが緊急性があったと述べている。後に大統領発言との食い違いを問われて、齟齬はないとしながら、日時分の正確な特定は無理という釈明と、中東地域の複数の大使館と言うのみで、大統領の挙げた「4」国という数字には触れていない。エスパー国防長官も、12日のCBSテレビの番組で、「4国の米大使館」情報については「見ていない」と明言した。

暗殺の正当性・説明の信頼性について議会の共和党議員も含めた批判が高まる中で、トランプ大統領は13日のツイッターで、危機は切迫していたと言いつつ、民主党が騒いでいることは、ソレイマニ司令官の過去を考えれば「どうでもいいこと」だと聞き直っている。

これに対して、9・11事件直後のヒステリー状態の中でブッシュ大統領に報復戦争の発動を認めた「授權決議」に対し、上下

両院中でただ一人反対票を投じたバーバラ・リー下院議員は14日のツイッターで、「トランプは完全に憲法を無視している」とし、「アメリカ国民は、誤った情報に基づくもう一つの戦争を望んではいない」と断じている。

そもそも、1953年に民族主義的独立を掲げたモサデク政権を倒し、パーレビ親米王制を作り上げたものの1979年のイスラム革命で打倒されてから、アメリカとイランの関係は敵対状態にある。イラク戦争においても、戦争推進派はイラクで民主主義国家が成立すれば地域諸国に波及すると、中東反米国家の親米転換を夢想していた。トランプ大統領は、民間機の誤認撃墜という革命防衛隊の失策に乗じて、イラン国内の反政府デモに支持を表明し体制転換を煽っている。

2 海上自衛隊の出動

中東情勢が緊迫するさなか、海上自衛隊派遣部隊第1陣のP3C哨戒機が既定方針通り、日本を出発した。19年6月にペルシヤ湾で起きたタンカー攻撃を機に、米国は既存の「対テロ戦争」と「海賊対策」の有志軍に加えて、航路帯防衛の多国籍軍の結成を主導した。米国はタンカー攻撃の主犯を革命防衛隊とするなど、あからさまにイラ

ンを敵視するものであったため同盟国にも逡巡が広がったが、英・豪・サウジアラビア・バーレーン・アラブ首長国連邦・アルバニアを加えて11月に発足させている。

日本政府が派兵の具体的検討を始めたのは、トランプ大統領の6月24日のツイートが契機であったという(朝日新聞1月12日)。そこでトランプは、中国は輸入の91%、日本は62%をホルムズ海峡経由の石油に頼っているとして、米国がなぜ「何の見返りもなく」他国のために航路を守らなければならないのかと言ひ、諸国は「彼ら自身の船」を守るべきだと主張していた。

トランプ政権に背中を押されて、日本政府は自衛隊の派遣を決定した。しかし、従来の特措法という形式を踏まず、集団的自衛権容認の場合と同じく、国会審議を必要としない閣議決定によるものである。派遣の根拠法規は防衛庁設置法の「調査・研究」で、日本関係船舶が攻撃された場合には海上警備行動を発令するという。

戦闘を想定した行動が、調査・研究名目で行なわれるわけである。安倍首相は「日本は原油輸入の9割を中東地域に頼っており、原油が途絶えれば大変なことになる」と言い、河野防衛相は「中東地域における平和と安定、および日本関係船舶の安全確保のため」に部隊を派遣すると述べている。

原油輸入の確保・船舶の安全確保や地域安定は、日本の調査・研究で達成されることではない。

アフガニスタン戦争の際にもまず調査・研究名目で自衛艦が出動し、特措法の成立後に任務変更された例があるが、これは新法が間に合わなかったためである。今回のように調査・研究で作戦行動が可能であるなら、駆け付け警護を含めてあらゆる戦闘行動ができることになろう。また、アフガニスタン・イラク戦争の場合も、出動した3自衛隊に統一指揮機構はなく、多国籍軍の一部に組み込まれた。今回の場合も、事実上、合同軍の一部として行動することになろう。

※湾岸戦争、アフガニスタン・イラク戦争と日米軍事体制については、島川『アメリカの戦争と日米安保体制』第3版(社会評論社)を参照していただければ幸いです。

(しまかわ・まさし/日本大学非常勤講師)